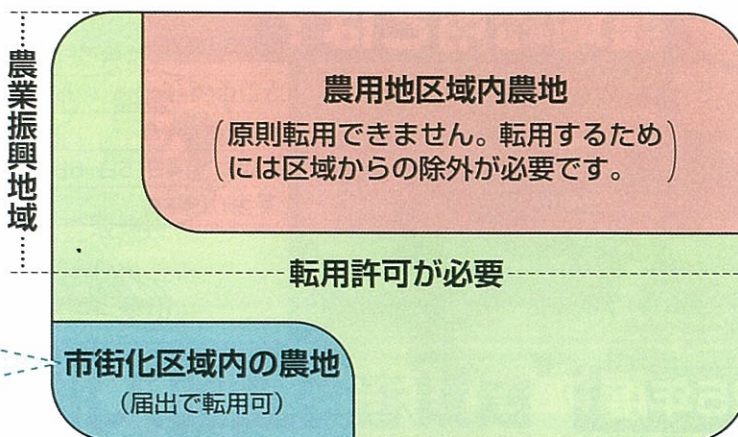


農地の転用には農地法の許可が必要です

農地は農業生産の基盤であり、食料の生産はもとより景観・環境保全や防災など、重要な機能と役割も果たしています。しかし、一度農地以外のものにされると元にもどすことが難しく、許可なく勝手に農地以外のものに転用すると計画的な土地利用ができず、周辺農業へ支障を生じることがあるなど周りの皆さんの迷惑になります。

そのため、農地を転用する場合には、原則として都道府県知事等の許可の手続きが必要なのです。

農地を転用して住宅や工場等を建設する場合、農地法以外にも農振法や都市計画法等の他法令によって建設等が規制される場合があります。この場合には、他法令による許認可等が得られる見通しが無い限り農地転用の許可は行われません。



市街化区域内の農地

あらかじめ農業委員会に届出をすれば許可は必要ありません。

転用許可の判断基準は？

市街地に近接した農地や生産力の低い農地等から順次転用されるよう誘導するため、立地基準（農地区分）に応じ次により転用の可否が判断されます

農地区分	要件	許可の方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
甲種農地	市街化調整区域内の ・農業公共投資後8年以内の農地 ・集団農地で高性能農業機械での営農可能農地	原則不許可。ただし、土地収用法認定事業等の公益性の高い事業（第1種農地の場合を更に限定）の用に供する場合等は許可
第1種農地	・集団農地（10ha以上） ・農業公共投資対象農地 ・生産力の高い農地	原則不許可。ただし、土地収用法対象事業等の公益性の高い事業の用に供する場合等は許可
第2種農地	・農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地 ・市街地として発展する可能性のある農地	第3種農地に立地困難な場合等に許可
第3種農地	・都市的整備がされた区域内の農地 ・市街地にある農地	原則許可